

広島市告示第340号
令和8年7月1日

次の者の指定納付受託者の指定を取り消したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の7第2項の定めるところにより、告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名 称 株式会社NTTドコモ

事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

国民健康保険料及び国民健康保険税並びにこれらに係る延滞金、後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金、介護保険料及びこれに係る延滞金、保育料及びこれに係る延滞金、保育園等副食費及びこれに係る遅延損害金、市営住宅使用料、市営店舗使用料、市営住宅等附設駐車場使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金並びにこれらに係る延滞金、下水道使用料、学校給食費及びこれに係る遅延損害金、放課後児童クラブ利用料金及び放課後児童クラブ延長利用料金並びにこれらに係る遅延損害金

3 指定納付受託者の指定取消をした日

令和8年7月1日